

○こども家庭庁告示第十四号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の十二第二項第七号の規定に基づき、児童福祉法施行規則第五条の二の十二第二項第七号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和五年十一月十四日

こども家庭庁長官 渡辺 由美子

児童福祉法施行規則第五条の二の十二第二項第七号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準  
児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「規則」という。）第五条の二の十二第二項第七号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

- 一 実施する講習が次に掲げる基準を満たすものであること。
- イ 規則第五条の二の八各号に該当する者であることを受講の資格とするものであること。
- ロ 修業期間は、審査・証明事業者（規則第五条の二の八に規定する審査・証明事業を実施する者をいう。）が適当と認めた期間であること。

ハ 講習の内容は、規則第五条の二の八第一号に掲げる者については別表第一、同条第二号に掲げる者については別表第一及び別表第二、同条第三号及び第四号に掲げる者については別表第一及び別表第三に定めるもの以上であること。

ニ 講師は、別表第一、別表第二及び別表第三に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

ホ 講習の実施場所が確保されていること。

ヘ 見学実習を行うのに適当な施設（以下「見学実習施設」という。）を見学実習に利用できること。

二 別表第一、別表第二及び別表第三に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

三 事務職員を有すること。

四 講習実施関係情報の管理及び維持経営の方法が确实であること。

五 講習を受講し、又はしようとする者に対し、講習の内容、講師その他の事項に関する情報を開示しており、その開示した情報が、虚偽又は誇大なものではないこと。

六 講習の一部を委託する場合は、その委託を受けた者が、その講習について規則第五条の二の八に規定するこども家庭ソーシャルワーカーとなるのに必要な技能等を修得させるために必要な資力、社会的信用及

び業務遂行能力を有する者であることを確認すること。

別表第一

履修方法	科目	時間
講義	こどもの権利擁護（講義）	一・五
演習	こどもの権利擁護（演習）	七・五
講義	こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割（講義）	一・五
演習	こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割（演習）	六
講義	こども家庭福祉Ⅰ（こども家庭をとりまく環境と支援）（講義）	三
演習	こども家庭福祉Ⅰ（こども家庭をとりまく環境と支援）（演習）	一・五
講義	こども家庭福祉Ⅱ（保護者や家族の理解）（講義）	一・五
演習	こども家庭福祉Ⅱ（保護者や家族の理解）（演習）	三
講義	こども家庭福祉Ⅲ（精神保健の課題と支援）（講義）	三

演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習
社会的養護と自立支援（演習）	社会的養護と自立支援（講義）	少年非行（演習）	少年非行（講義）	児童虐待の理解（演習）	児童虐待の理解（講義）	こどもの心理的発達と心理的支援（演習）	こどもの心理的発達と心理的支援（講義）	こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎（演習）	こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎（講義）	こども家庭福祉Ⅳ（行政の役割と法制度）（演習）	こども家庭福祉Ⅳ（行政の役割と法制度）（講義）	こども家庭福祉Ⅲ（精神保健の課題と支援）（演習）
四・五	一・五	一・五	一・五	四・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	三

演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義
こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（こどもの安全確保を目的とし	こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（こどもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）（講義）	家庭へのソーシャルワーク）（演習）	こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ（多様なニーズをもつこどもや	こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ（多様なニーズをもつこどもや	教育（演習）	教育（講義）	保育（演習）	保育（講義）	貧困に対する支援（演習）
七・五	三	七・五	一・五	一・五	三	一・五	一・五	一・五	一・五



備考

演習	見学実習Ⅰ（演習）	六
講義	こども虐待対応（講義）	一
演習	こども虐待対応（演習）	六
講義	こどもの成長・発達と生育環境（講義）	一
講義	社会的養護と市区町村の役割（講義）	一
演習	こども家庭相談の運営と相談援助のあり方（演習）	三
講義	こども家庭相談の運営と相談援助のあり方（講義）	一

一 見学実習Ⅰ（演習）は、見学実習施設を利用して行わなければならない。

二 規則第五条の二の八第二号に規定する者のうち、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第一若しくは別表第三、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二

十年 文部科学省 令第二号) 別表第一若しくは別表第三又は社会福祉に関する科目を定める省令(平成  
 厚生労働省  
 二十年 文部科学省 令第三号) 第一条第十号若しくは第二条第一項第八号に規定する「児童・家庭福  
 祉」を履修した者については、こどもの権利擁護と倫理(講義)、こども家庭相談援助制度及び実施  
 体制(講義)、児童相談所の役割と連携(講義)、こども家庭相談の運営と相談援助のあり方(講  
 義)、社会的養護と市区町村の役割(講義)、こどもの成長・発達と生育環境(講義)、こども虐待  
 対応(講義)及び母子保健機関やこどもの所属機関の役割・連携及びこどもと家族の生活に関する法  
 令・制度(講義)の履修を免除することができる。

別表第三

履修方法	講義	講義
科目	ソーシャルワークの基盤と専門職(講義)	ソーシャルワークの理論と方法(講義)
時間	十九・五	三十九

講義	地域福祉と包括的支援体制（講義）	十九・五
演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ（演習）	三十九
演習	ソーシャルワーク演習Ⅱ（演習）	三十九
演習	見学実習Ⅱ（演習）	九

備考

- 一 見学実習Ⅱ（演習）は、見学実習施設を利用して行わなければならない。
- 二 規則第五条の二の八第三号に規定する者については、ソーシャルワークの基盤と専門職（講義）、ソーシャルワーク演習Ⅰ（演習）及び見学実習Ⅱ（演習）の履修を免除することができる。